

介護福祉士資格取得費用の助成事業

世田谷区では、介護人材の確保及び育成・定着を支援するため、介護福祉士の資格取得にかかった費用の助成事業を実施しています。



◆助成要件◆

以下のすべての要件を満たす方が対象です。

- ① 平成28年度（平成29年1月実施）以降の介護福祉士国家試験に合格し、合格発表後3ヶ月以内に介護福祉士の資格登録を行い、介護福祉士登録証の交付を受けていること。
- ② 資格登録後、6ヶ月以内に世田谷区内の福祉施設や介護サービス事業所に介護職員等として就労していること。
 - ※ 助成対象となる就労先は、裏面を参照してください。
 - ※ 研修修了時、既に就労されている方（働きながら研修を受講した方）も対象です。
 - ※ 労働者派遣法により就労している方は対象になりません。
- ③ 資格登録後、②で就労した（している）区内施設等で6ヶ月以上継続して就労中であること。
さらに、登録ヘルパーの方は、従事時間が180時間を超えていること。

◆申請の期限◆

上記の助成要件をすべて満たした日の翌月から3ヶ月以内が申請期限です。

（例）すべての助成要件を10月に満たした方の申請期限は翌年1月末日

※ 郵送の場合は、申請期限内に到着することが必要。

講座等受講費用と受験手数料の領収書原本は必ず保管しておいてください！

◆対象経費◆

助成対象となる経費は以下のとおりです。

- A) 介護福祉士受験対策講座の受講料（介護福祉士国家試験の合格を目指すための受験対策講座やセミナー、模擬試験などに要した経費）
- B) 介護福祉士国家試験受験手数料
- C) 介護福祉士資格登録手数料
- D) 介護技術講習料（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第22条第4項に規定する介護技術講習をいう。）

※介護福祉士実務者研修（介護福祉士の資格の取得に係る試験の受験資格の要件として修了が課せられた研修）の受講料は、当事業の助成対象外です。「介護福祉士実務者研修受講料助成事業」をご利用ください。

※登録免許税（平成29年度は9千円）は、当事業の助成対象外です。

◆助成金額◆

助成金額は、上記の対象経費A～Dの総額の9割（千円未満切捨て）ですが、上限額は以下のとおりです。

- ① 対象経費がA～Cの場合は、助成上限額は6万1千円です。
（例）対象経費が4万円の場合、助成金額は9割の3万6千円
対象経費が6万8千円を超える場合、助成金額は上限の6万1千円
- ② 対象経費がA～Dの場合は、助成金の上限額は11万5千円です。
（例）対象経費が8万円の場合、助成金額は9割の7万2千円
対象経費が12万8千円を超える場合、助成金額は上限の11万5千円

※ 助成金の総額は、平成30年度予算の範囲内となります。

◆申請に必要な書類◆

- ① 申請書（区のホームページからもダウンロードできます）
トップページ > 暮らしのガイド > 福祉・健康 > 高齢・介護 > 介護保険事業者向け情報
> 介護研修に関する情報 > 平成30年度介護福祉士資格取得費用の助成事業
- ② 介護福祉士登録証の写し
- ③ 就労状況を証明する書類（申請書の就労証明欄を使用しても可）
- ④ 対象経費の領収書原本（宛名が申請者のものに限る）
- ⑤ 介護技術講習の修了証明書の写し（対象経費Dを申請される方のみ）

※クレジットカードで支払った場合には、クレジットカード明細書も併せてご提出ください。

また必要に応じて、カード名義・支払い回数等を確認させていただくことがあります。

◆助成対象となる就労先◆

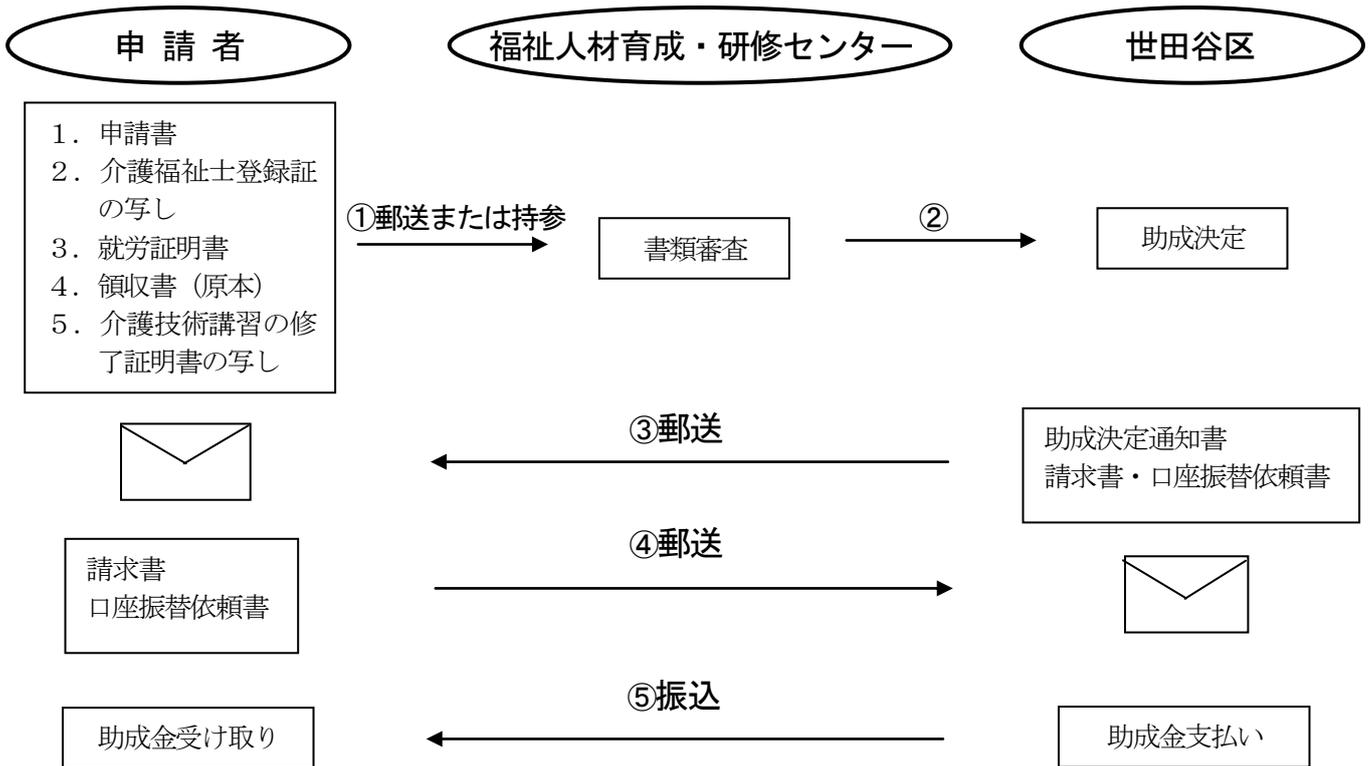
助成対象となる就労先は、区内に所在する以下の事業所等です。

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者がその事業を行う事業所
- ② 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所
- ④ 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、同法第7条第1項に規定する児童福祉施設

◆注意事項◆

- ・ 申請書は、黒色ボールペンで記入してください（消せるボールペン不可）。
- ・ 申請書の印は、朱肉を使用する印鑑を使用してください（ネームスタンプ印不可）。
- ・ 申請書を訂正する場合は、二本線で抹消し申請印で訂正してください。
- ・ 国や東京都、他の地方公共団体、公益団体等から同種の助成金等を受けた方は対象となりません。
- ・ 勤務先から受講料の一部が補助されている場合は、受講料からその額を控除します。

◆申請から助成金の受け取りまで◆



< 問い合わせ・申し込み先 >

〒157-0066 世田谷区成城 6-3-10 成城 6 丁目事務所棟 1 階
世田谷区福祉人材育成・研修センター (月～金 8 時 30 分～17 時 15 分)
TEL 03-5429-3100 FAX 03-5429-3101
ホームページ <http://www.setagaya-jinzai.jp>